

沖縄市教育大綱の策定について

1. 策定の背景

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正における教育大綱策定の趣旨（文部科学省の見解）

地方公共団体の長は、民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有しています。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との綿密な連携が必要となっています。

これらを踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律においては、地方公共団体の長に、大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしています。

(2) 教育大綱の定義（文部科学省の見解）

教育大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではありません。

教育大綱が対象とする期間については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では定められておりませんが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものとされています。

(3) 教育大綱の策定及び変更の手続き等（法の規定内容）

地方公共団体の長は、教育大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとし、策定後は遅滞なく、こ

れを公表しなければならないとされています。

また、地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を教育大綱に記載した場合には、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものであることとされています。

2. 策定の趣旨

市長と本市教育委員会が地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、民意を反映した教育行政の推進をはかるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3の規定に基づき、沖縄市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の目標及び施策の根本となる方針を定めます。

3. 対象期間

本大綱の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間としますが、この期間の途中において、教育分野を含む状況の変化や施策の進展状況などを踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。

年 度	27	28	29	30	31	32	33
第4次沖縄市総合計画	基本構想 (H23~H32)						
		後期基本計画 (H28~H32)					
沖縄市教育大綱		H28 ~ H32					
こどものまち推進 アクションプログラム		H28 ~ H32					
沖縄市教育振興基本計画	H24~H28		H29 ~ H33				
	H25 ~ H34						
沖縄市生涯学習のまちづくり推進計画	H25 ~ H34						